

エボラ出血熱に対する保健所の対応について

エボラ出血熱とは（感染症法1類感染症）

エボラウイルスによる感染症。

患者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）や患者の体液等に汚染された物質（注射針など）に十分な防護なしに触れた際、ウイルスが傷口や粘膜から侵入することで感染する。

一般的に、症状のない患者からは感染せず、空気感染もしない。

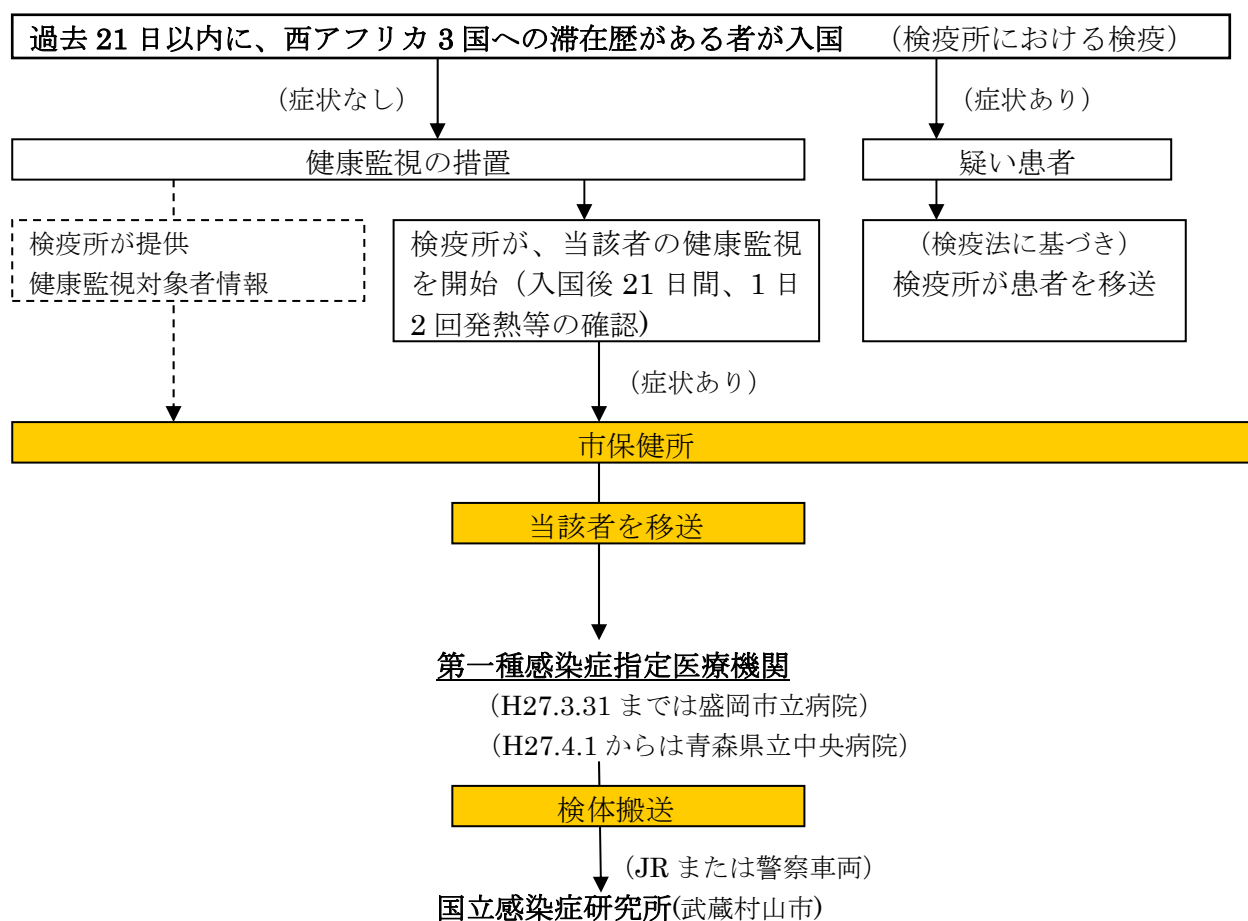
エボラウイルスに感染すると、2～21日（通常は7～10日）の潜伏期の後、突然の発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛、咽頭痛等の症状を呈する。次いで、嘔吐、下痢、胸部痛、出血（吐血、下血）等の症状が現れる。

対応の方針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）

「エボラ出血熱の国内発生を想定した行政機関における基本的な対応（H26.11.21 厚生労働省通知）」に基づく対応となる

基本的な対応フロー



現在の対応

- ・保健所担当職員が24時間対応できる体制
- ・市のHPによる感染症の情報提供